

第4章

広東省産業高度化に向けた科学技術および知的財産権関連施策の課題

森永 正裕

はじめに

「産業高度化」を、「就労人口1人あたりの労働生産性の持続的な向上」と定義すれば、その実現のためには、生産される財に活用される技術水準や製造工程の高効率化に資する技術水準の向上が必要とされる。製品技術や製造技術の高度化により、生産財の付加価値が上昇し労働生産性の向上により労働力と消費（需要）の高次産業へのシフト、すなわち産業構造変化が実現する。製品技術や製造技術の水準について、裾野まで含めた産業全体での高度化を目指すのであれば、個々の企業単独での技術開発の成果に委ねるのでは限界がある。産業界のみならず学界も含む社会全体的な科学技術水準の底上げを目指す必要があり、そのためには、政府による優遇や支援などの各種施策、ハード、ソフト両面におけるインフラ整備が必要となる。

産業高度化に裨益する科学技術の発展においては、産業界のイノベーションを促進するための知的財産権に関する施策が重要となる。自らが開発した技術が法律によって独占的な使用を認められ、確実に利益を生み出すことができれば、次の研究開発、イノベーションへのインセンティブとなる。技術やノウハウといった知的財産を、特許など権利として認定し、保護するための法律体系の整備とその適切な運用が求められる。また、産業構造変化をもたらす消費財の高付加価値化や消費（需要）の高度化にとって、ブランドやデザインといった価値要素が重要となるが、これらの価値要素が市場経済の中で正しく“価値”として存在しうるためにも、知的財産権に関する法体系整備は重要な意味を持つ。

本稿は、中国ならびに広東省における科学技術関連政策の概要、科学技術力の現状を概観しつつ、広東省の産業高度化のために必要とされる科学技術力の向上ならびに知的財産権の保護強化を目指すために実施すべき政策について提言をおこなうものである。

第1節 科学技術力の向上に向けた課題

1. 中国および広東省における科学技術政策の概要

現在の中国政府の科学技術政策の基礎となるのは、2006年2月に国務院より発表された

「国家中長期科学技術発展規画綱要（2006～20）」¹（以下「中長期規画」と略す）である。本「中長期規画」では、2020年までに中国を世界最先端のイノベーション型国家とすべく、基本方針、目標、ならびに具体的な重点領域や政策措置が示されている。2020年までに達成すべき数値目標として、研究開発費投資（以下「R&D費」と略す）²の対GDP比2.5%以上、特許出願件数や科学論文引用件数ランキングにおいて世界5位以内などが掲げられている。また、2008年6月には「国家知的財産権戦略綱要」が発表され、創造型国家建設のため知的財産権の創造、活用、保護、管理能力を高めるという目標、ならびに①知的財産権制度の充実、②知的財産の創出と利用促進、③知的財産権の保護強化、④知的財産権の濫用防止、⑤知的財産文化の形成、という5つの重要項目が示された。

5年毎に作成される「五ヵ年規画」では、科学技術政策に関する項目において「中長期規画」を基礎としたより具体的な目標が示されている。2011年から開始された「第十二次五ヵ年規画」³（以下「十二五」と略す）においては、2015年までに達成すべき数値目標として、R&D費の対GDP比2.2%以上、発明特許出願受理件数75万件以上、人口1万人あたりの発明特許保有件数3.3件以上などの目標値が示されたほか、直近の社会情勢を踏まえた「戦略的新興産業」⁴の育成策が示されている⁵。

広東省については、2008年12月、国家發展改革委員会より「珠江デルタ地区改革發展規画綱要（2008～2020）」⁶が発表され、科学技術分野について2020年までに同地区をアジア大洋州地域の重要なイノベーション拠点とし、「製造基地」から「創造基地」へ変革させるといった目標が謳われた。具体的な数値目標として、2012年までに人口100万人あたりの発明特許出願件数600件以上、R&D費の対GDP比2.5%以上など、「中長期規画」を大きく上回る目標値が示された。

広東省ではこれらの国家方針を踏まえ、「科学的發展觀実践の先兵となることに関する決定」⁷（2008年6月）、「広東省建設創新型広東行動綱要」（粵府[2008]第72号）（2008年9月）、「広東省実践科学發展觀重点行動綱要」（粵办发[2009]第36号）（2009年3月）といった省独自の方針や目標が次々と制定された。「十二五」を受けて2011年8月に発表された「広東省知的財産権事業發展“十二五”規画」（粵府办[2011]第52号）では、自主的な知的財産権が経済社会發展ならびに競争力強化の核心であるとの認識が示され、発明特許出願件数の平均増加率13%、人口100万人あたり発明特許出願件数700件以上、PCT国際特

¹ 「国家中長期科学和技术发展规划纲要（2006-2020）」（国发[2005]第044号）

² R&D費は、当該国の政府、民間企業、大学・研究機関が「基礎研究」「応用研究」ならびに「開発研究」を実施するにあたって支出する費用の総額。人件費や原材料費、資産取得費などが含まれる。

³ 「中华人民共和国国民经济和社会发展第十二个五年规划纲要（2011～2015）」

⁴ 具体的には「省エネ・環境保護」、「次世代情報雄技術」、「バイオテクノロジー」、「最先端設備製造」、「新エネルギー」、「新素材」、「新エネ自動車」の7つの産業が挙げられている。

⁵ 「十二五」期間における科学技術政策に関しては、「国家“十二五”科学技術發展規画」が別途定められている。

⁶ 「珠江三角洲地区改革发展规划纲要（2008～2020）」。同綱要で言う「珠江三角洲（デルタ）地区」は、広東省内の広州市、深圳市、珠海市、佛山市、江門市、東莞市、中山市、惠州市および肇慶市の9市と定義されている。

⁷ 「中共广东省委广东省人民政府关于争当实践科学发展观排头兵的决定」（粵发[2008]第5号）

許出願件数倍増、など、特許、商標、著作権などに関して多くの数値目標が掲げられた（表1）。また、2012年1月に発表された「知的財産権強省の建設加速に関する決定⁸」では、それまで広東省政府が発表した綱要等で繰り返し言及されていた「知的財産権大省から強省へ」というスローガンを政策の主軸となすことが明文化された。その後も広東省では、「広東省自主イノベーション促進条例⁹」（2012年3月）、「広東省商標ブランド戦略実施に関する指導意見¹⁰」（2012年3月）など、独自の政策方針が次々に発表されている。

（表1）科学技術に関する数値目標の例

		R&D 費の 対 GDP 比	人口 100 万人あたり 有効発明特許保有数	その他
国家中長期科学技術 発展規画綱要(2006～2020)	全国	2020 年に 2.5%以上	—	・2020 年に発明特許 登録数世界 5 位以内
第十二次五ヵ年規画 (2011～2015)	全国	2015 年に 2.2%以上	2015 年に 330 件以上	
珠江デルタ地区改革 発展規画綱要(2008～2020)	広東	2012 年に 2.5%以上	2012 年に 600 件以上	・2012 年に研究開発 人員 28 万人
広東省知的財産権事業発展 “十二五”規画(2011～2015)	広東	—	2015 年に 700 件以上	・PCT 国際特許出願 件数 2 倍

(出所) 筆者作成

このように、省独自の「条例」「規画」「意見」などが政府より次々と示されることは、関連する政府部門横断的に科学技術振興や知的財産権関連政策の推進を重要視する雰囲気醸成につながり、非常に有意義であると言える。数値目標に関しては、その実現に向けたロードマップを描き、適切な具体的施策へと結びつけることができるかが目標達成へのカギとなる。また、政策的な数値目標を掲げると、その達成自体を政策目標と錯覚しがちであるが、数値目標は本来達成すべき政策目標、すなわち、省全体の科学技術水準の向上、国民生活水準の向上、「幸福広東」の実現といった目標達成のための手段であると認識すべきである。その上で、数値目標達成のための科学技術政策と、産業政策や経済政策、社会福祉政策などをリンクさせた大きな政策ビジョンを描き、そのビジョンを全ての関連部門が共有しながら個々の政策を実施してゆくことが求められる。

2. 統計からみる広東省の科学技術力

次に、広東省の科学技術力について現在の状況を概観する。

2012年の広東省全体の発明特許出願（申請）件数は前年比16.2%増の60,448件、省市別順位では江蘇省に次ぐ2位となっている。発明特許登録（授権）件数は前年比21.4%増の22,153件で全省市中最多、2012年末の有効発明特許保有件数も前年比34.5%増の78,902

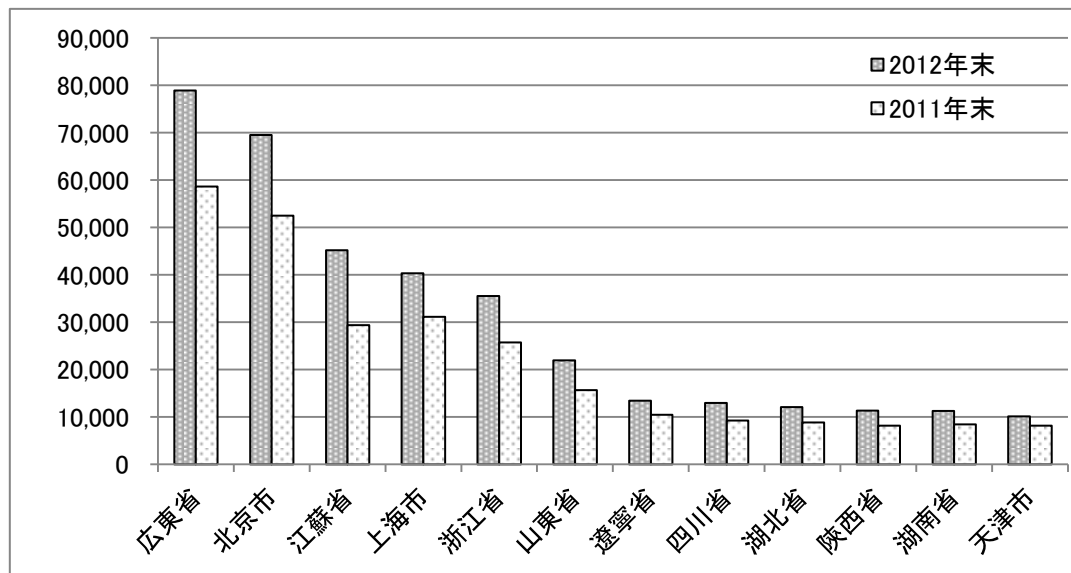
⁸ 「关于加快建设知识产权强省的决定」（粤发[2012]第4号）

⁹ 「广东省自主创新促进条例」（2011年11月30日公布、2012年3月1日施行）

¹⁰ 「关于实施商标品牌战略的指导意见」（粤府办[2012]第23号）

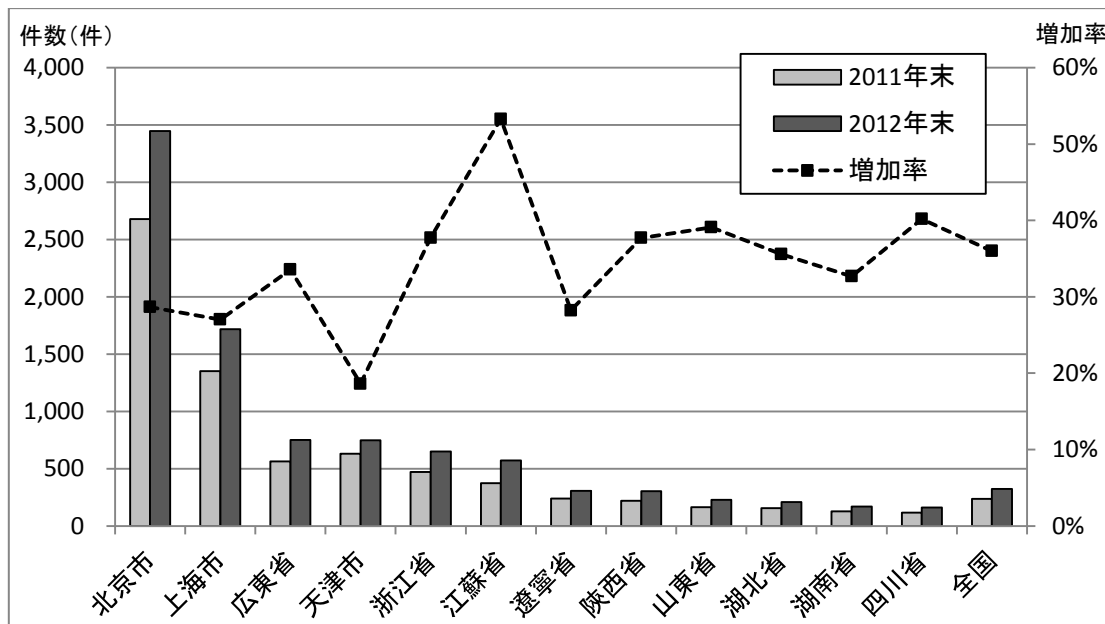
件で、全省市中最多件数を維持している（図1）。また、人口100万人あたりの有効発明特許保有件数¹¹は、前年比33.6%増の751.1件であり、北京市、上海市に次ぐ第3位となっている（図2）。

（図1）主要省別有効発明特許件数



（出所）国家知識産権局 HP 統計データより筆者作成

（図2）人口100万人あたりの有効発明特許保有数(専利密度)

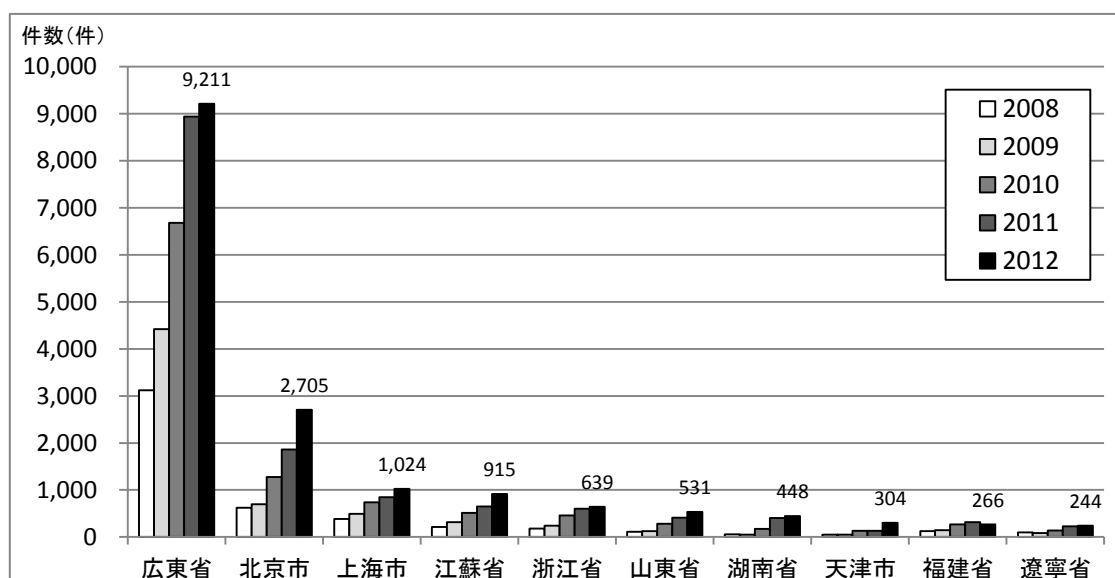


（出所）国家知識産権局 HP 統計データより筆者作成

¹¹ 単位人口あたりの有効特許保有件数について中国語では「専利密度」という呼称を用いている。

PCT 国際特許出願¹²は、近年、中国からの出願件数が激増しているが、うち過半を占めるのが広東省からの出願である（図3）。2012年は中国国内からの出願件数18,145件のうち広東省は9,211件（前年比3%増）、さらにそのうち深圳市が8,024件で圧倒的多数を誇るが、これは2008年にPCT国際特許出願の企業別順位でトップとなった華為科技と、2011年に同じく1位となった中興通迅（ZTE）という、深圳市に所在する2社の通信機器メーカーが牽引していることによる（表2）。

（図3）主要省別 PCT 国際特許（実用新案・意匠を含む）出願受理件数



（出所）国家知識産権局 HP 統計データより筆者作成

（表2）企業別 PCT 国際特許出願件数ランキング

2009年			2010年			2011年		
順	企業名(国)	件数	順	企業名(国)	件数	順	企業名(国)	件数
1	パナソニック(日)	1,891	1	パナソニック(日)	2,154	1	中興通迅(ZTE)(中)	2,826
2	華為科技(中)	1,847	2	中興通迅(ZTE)(中)	1,863	2	パナソニック(日)	2,463
3	ポッシュ(独)	1,586	3	クアルコム(米)	1,677	3	華為科技(中)	1,831
4	フィリップス(蘭)	1,295	4	華為科技(中)	1,528	4	シャープ(日)	1,755
5	クアルコム(米)	1,280	5	フィリップス(蘭)	1,435	5	ポッシュ(独)	1,518
6	エリクソン(瑞)	1,240	6	ポッシュ(独)	1,301	6	クアルコム(米)	1,494
7	LG電子(韓)	1,090	7	LG電子(韓)	1,298	7	トヨタ自動車(日)	1,417
8	NEC(日)	1,069	8	シャープ(日)	1,286	8	LG電子(韓)	1,336
9	トヨタ自動車(日)	1,068	9	エリクソン(瑞)	1,149	9	フィリップス(蘭)	1,148
10	シャープ(日)	997	10	NEC(日)	1,106	10	エリクソン(瑞)	1,116
...								
23	中興通迅(ZTE)(中)	502						

（出所）世界知的所有権機構(WIPO)「2012 PCT Yearly Review: The International Patent System」より筆者作成

¹² 特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty) を活用した国際特許出願。この出願により全ての PCT 加盟国へ出願したとみなされる。

華為科技は、総従業員数の約43%が研究開発担当者（2008年末）であり、世界14箇所に研究開発拠点を有し、研究開発投資額は売上高の10%近くに達する。また中興通迅も、総従業員数の約35%が研究開発担当者（2008年末）であり、特許発明者への奨励金は年間1000万元にもものぼる。いずれも世界有数の研究開発型企業としての成長を遂げた通信機器メーカーであるが、両社とも、その発展過程においては、国家や省政府の科学技術プロジェクトへの参画、助成金の獲得など、多くの政府支援を得ている。また両社は、多数の国際的な標準認証機関に加盟し、それらの要職を得ているが、これも政府の後押しによるものである。

地域の科学技術振興にとって、“リーディング・カンパニー”の存在は非常に重要な要素となる。政策による特定企業への一定程度の支援は、産業全体的な科学技術水準の向上にも有益であると言える。今後の課題としては、これら“リーディング・カンパニー”を他業種においても育成すること、“リーディング・カンパニー”による科学技術水準向上の効果を、中小企業を含めた裾野産業まで広げてゆくことであろう。

3. イノベーションを促進するための政策的課題

近年、中国では急激な特許出願件数の増加が見られるが、その背景にあるのは、国家政府や地方政府による奨励金などの支援策である。2009年に財政部が公布した「外国出願助成金管理規定¹³」では、国内の中小企業または研究機関が国際特許出願をおこなった場合、権利付与から3年間の登録費用、調査費用および代理費用について、最大10万元、最大5ヶ国まで支給する。広東省においては、2007年5月に広州市政府が「特許出願助成暫定弁法¹⁴」を公布している。同弁法によれば、広州市内の企業または個人を対象に、国内出願の場合、出願時に1000元、審査請求時に2000元、登録時に4200元の助成金が、国際出願の場合、出願時に1万元、さらに米・日・欧のいずれかで権利付与された際に4万元の助成金が支払われる。

奨励金など金銭的な支援は、研究開発従事者のモチベーション向上につながり、研究開発へのインセンティブとなり得る有効な政策であるといえる。一方、安易な支援が過剰となれば、奨励金を目的とした闇雲な出願を生み出すことになり、出願される特許の質の低下を招く恐れがある。真に有意義な社会的価値の高い発明をなした企業または個人に、適切な金銭的支援がなされるような制度構築が必要となる。

奨励金などの金銭的な支援のほかに重要な政策として、税制等の優遇策が挙げられる。

高い技術力を持つ企業に対する税制優遇等の措置が盛り込まれている「ハイテク企業認

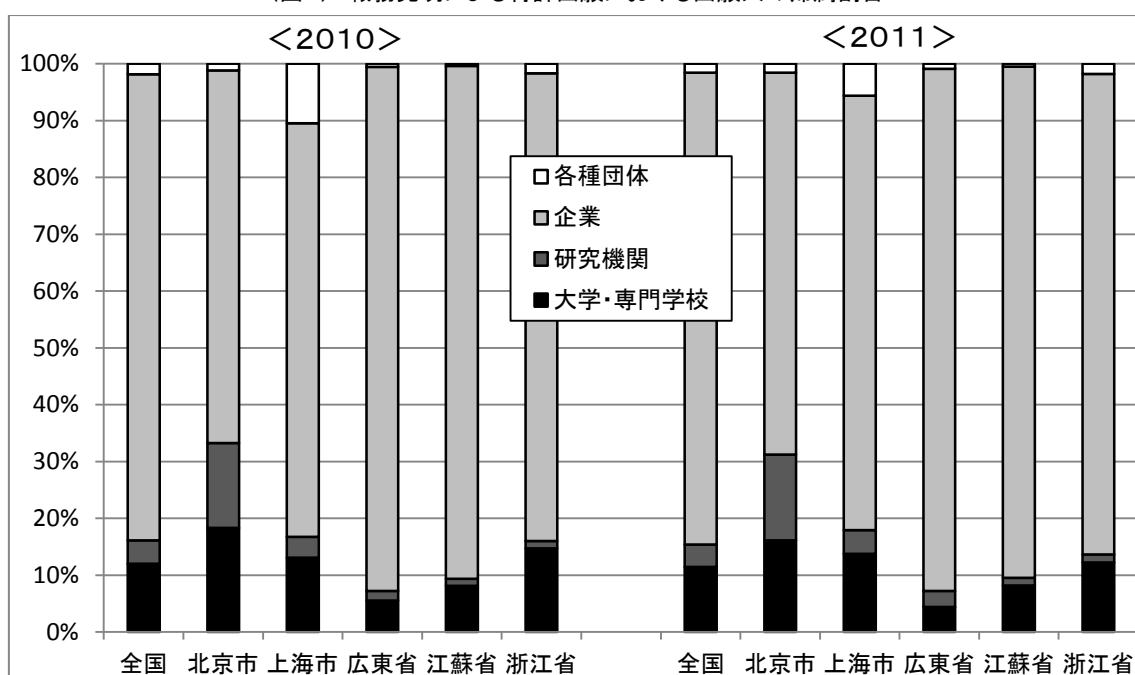
¹³ 「资助向国外申请专利专项资金管理办法」（财建[2012]147号）

¹⁴ 「广州市资助专利申请暂行规定」

定管理弁法¹⁵」は、企業にとってイノベーションを促進するためのインセンティブとなりうる有意義な法律であり、外資企業を含めて活用をしている、または活用を志向する企業は多い。一方、同弁法には何点か改善の余地も見られる。優遇措置を受けるための認定にあたっては、「売上高に占める研究開発費の割合」が一定基準を満たす必要があるが、例えば、輸入販売などで売上高が増加すると、それに伴って研究開発費の割合が基準を下回り、結果的に優遇を受けられなくなる可能性が生じる。企業の成長戦略として事業分野を拡大することで認定から除外される可能性が生じるという制度は、企業の積極経営、成長に対するインセンティブを低減させる要因になりかねない。また、ハイテク企業に認定されるためには「主たる製品の知的財産権を中国法人が有すること」が求められるが、特に世界規模で特許出願戦略を構築しているグローバル企業にとって、権利帰属の国籍に関する制限を撤廃することで中国における研究開発活動の促進に好影響を与えることが期待される。

産業全体の科学技術水準の向上のためには、学術的な基礎研究の充実が重要となる。広東省における特許出願について出願人の属性を見てみると、全国平均と比して企業からの出願が多く大学・研究機関からの出願比率が低い傾向が見て取れる（図4）。

（図4）職務発明による特許出願における出願人の帰属割合



（出所）国家知識産権局 HP 統計データより筆者作成

中国全土においても、R&D 費支出のうち「基礎研究」の占める割合は、日本 13.9%、米国 18.5%に対して、中国はわずか 5.2%となっている。基礎研究が脆弱であると、要素技術や設備装置について海外に依存せざるを得ず、自主的なイノベーションの創出に繋がりに

¹⁵ 「高新技术企业认定管理办法」（国科发火[2008]172号）

くい。特に大学からの特許出願比率の低い広東省においては、大学や研究機関における研究開発を促進する政策を強化し、学術的な基礎研究を充実化させる必要がある。

第2節 知的財産権侵害と保護状況

1. 産業高度化のための知的財産権保護強化の重要性

模倣品の製造販売、技術やデザイン、ブランドの盗用など知的財産権の侵害行為は、企業における研究開発、技術水準の向上、健全な市場経済活動の阻害要因となり、産業高度化の足かせとなる。

通常企業活動においては、多額の研究開発費や広告費等を投入することで売上げ増加を目的とした製品・サービスの差別化が図られる。生み出された技術やデザイン、ブランドなどの付加価値は、権利として認定されることで独占的使用が法的に認められるが、他者の違法な使用を許せば、企業の研究開発などイノベーションに対するインセンティブを著しく低下させることになる。また、本来必要な研究開発費や広告費などを要さないという点で、権利侵害品は正規品に対して圧倒的な価格競争力を有し、権利者である企業に対して甚大な営業上の不利益を与える。

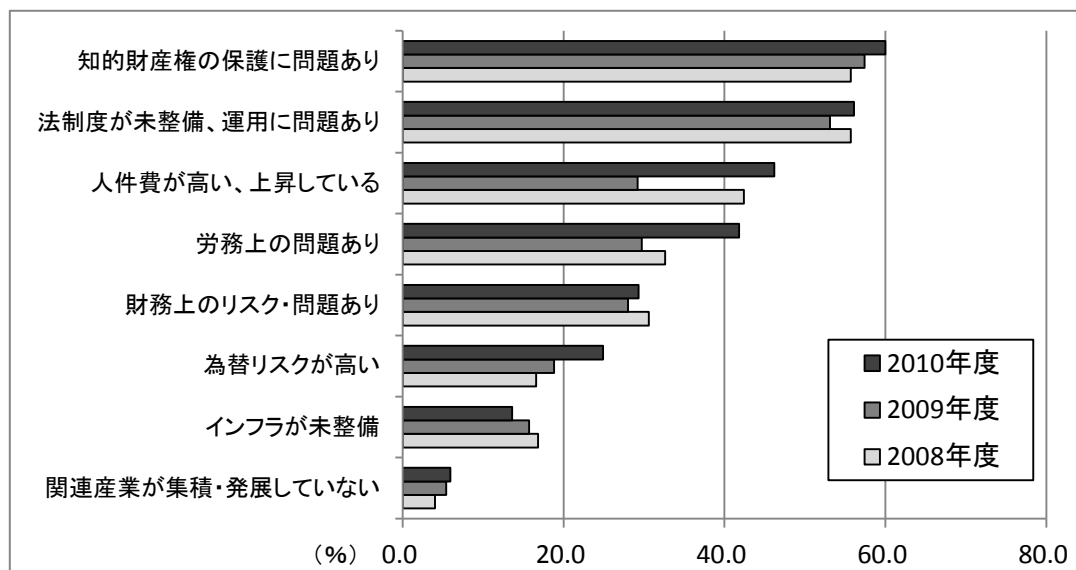
また、知的財産権侵害行為による粗悪な模倣品の氾濫は、権利者のブランドイメージや企業信用度の低下を生み出すとともに、消費者に対しても経済的損失、場合によっては健康や生命への悪影響をも与える可能性をもつ。

ジェトロが日本企業に対して実施しているアンケート調査¹⁶によれば、中国のビジネス上のリスク・問題点として最も多く挙げられているのが「知的財産権の保護の問題」である（図4）。日本企業の多くが知的財産権の保護に関する問題をリスクと捉え、中国での事業活動の制約要因となっていることがうかがえる。一方、同じ調査によれば、「今後（3年間程度）海外で事業拡大を図る」と回答した企業のうち「研究開発機能を拡大する」と回答した企業の対象国・地域別順位において、中国が圧倒的多数を占めている（表3）。

おそらく、日本企業のみならず多くの外国企業が中国における研究開発機能をはじめとした付加価値の高い事業の拡充を志向していると思われる。外国企業からの技術移転の促進とそれに伴う地場企業の自主的なイノベーションの促進、企業の研究開発投資の増大化のためにも、適切な知的財産権保護体制の構築が必要となる。さらに、消費者保護の観点からも、権利侵害行為の発生しない健全な市場経済の構築が求められる。

¹⁶ 「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」ジェトロ海外調査部

(図4) 中国におけるビジネス上のリスク



(出所) 平成 20 年度～22 年度「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」ジェトロ海外調査部

(表3) 将来的に研究開発機能を拡大したい国・地域

(2011年度の上位8ヶ国・地域を掲載) (単位:%(シェア))

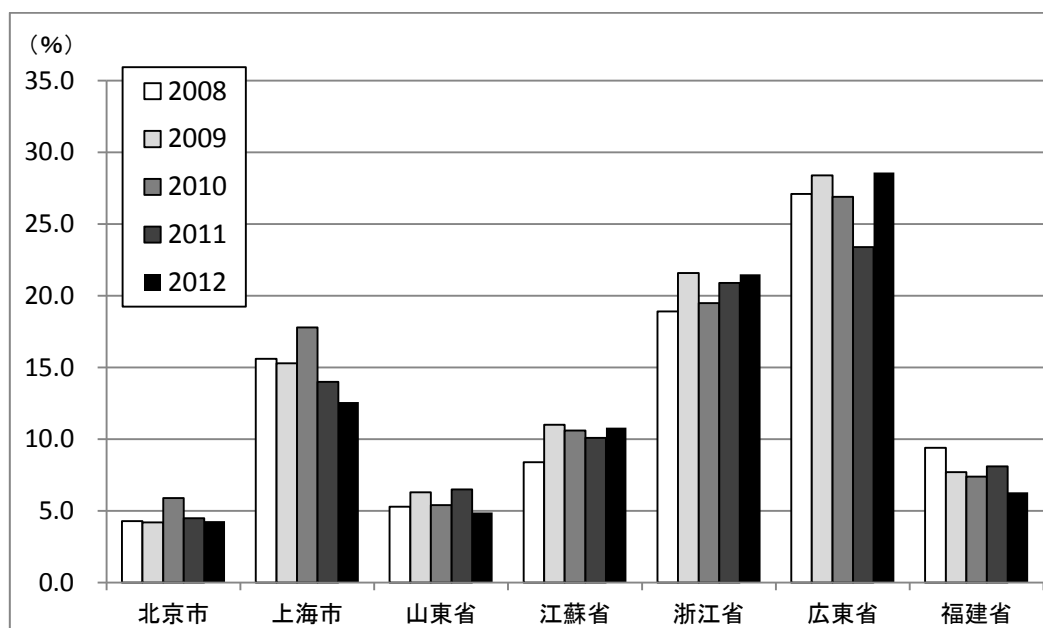
	2008	2009	2010	2011	2012
中国	15.8	11.3	15.1	15.4	13.5
タイ	5.3	4.7	4.3	5.5	4.4
米国	6.8	5.1	4.9	5.7	3.9
西欧	6.8	4.3	4.5	5.3	3.2
インドネシア	1.4	0.2	1.8	1.5	3.1
台湾	2.1	1.1	2.0	3.6	3.0
インド	2.7	1.9	2.2	3.0	2.9
韓国	3.1	1.9	2.2	3.8	2.6

(出所) 平成 19 年度～23 年度「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」ジェトロ海外調査部

2. 広東省における知的財産権保護の取組み

広東省は、中国最大級の製造業集積地かつ流通集積地であり、必然的に模倣品の製造・販売についても一定程度の集積が見られている。日本特許庁が実施している日本企業に対するアンケート調査でも、中国国内で模倣品対策が必要な地域として広東省が最も多く挙げられている(図5)。日本企業にとって、中国における知的財産権保護活動の最も重要な地域は広東省であるとの認識から、近年、知的財産権保護活動における日本企業と広東省の各級政府関連部門との協力体制が急速に強化されている。

(図5) 日本企業アンケートによる「中国における模倣品対策の重点地域(製造地)」



(出所) 「2008年度～2012年度模倣被害調査報告書」(特許庁)

2010年10月から2011年6月まで、国務院の主導により全国で「双打」専項行動が実施された。これは、①知的財産権侵害品ならびに②模倣劣悪品の撲滅を目的とした集中取り締まり行動であり、王岐山副首相をリーダーとし、26の関連する中央政府機関の副大臣クラスをメンバーとして組織された“プロジェクト指導グループ”が主導した。実施された9ヶ月間、公安部門では約16000件の模倣品案件を処理、生産拠点約13000箇所を摘発し、逮捕者は9000人を超えた。また工商部門では全国で約350万人を動員して800万箇所の製造拠点と73万箇所の市場を検査、約73000件の事件を処理するなど、全国で著しい成果を得た。「双打」専項行動では、公安部門、人民法院、検察院、工商行政管理局、質量技術監督局、版權局、税関など、知的財産権ならびに模倣品対策に関連する全ての司法・行政機関が参加しているが、前述した指導グループ主導のもとで部門横断的な活動が展開されたことにより、取り締まり強化に向けた国を挙げての雰囲気醸成され、また部門間による競争意識が働いたことも、過去最大級の成果が得られた要因と考えられる。

広東省では、全国で展開された「双打専項行動」に続く省独自のプロジェクトとして、2012年2月から翌年1月まで「三打兩建」特別行動を実施した。「三打」とは、①「欺行霸市(理不尽な市場独占)」、②「制假售假(模倣品の製造販売)」、③「商業賄賂」の3つの不法・不正行為の撲滅を指し、「兩建」とは、健全な①「社会信用体制」および②「市場監督管理体制」の構築を指す。2012年11月には、本特別行動の事務局機能を持つ質量技術監督局より、「広東省劣悪模倣品製造販売違法行為検査条例¹⁷⁾」が發布、劣悪模倣品の製造・販売に対する日常的な検査体制や罰則強化など詳細に定められた。

¹⁷⁾ 「広東省查处生产销售假冒伪劣商品违法行为条例」(粵常办函[2012]222号)

「三打兩建」特別行動は2013年1月に終了したが、広東省政府は終了後も、専門部門を設置し、継続的に「三打兩建」を実施する方針を打ち出している。通常、期間の定められた特別行動によって強化された検査・管理体制や取締り体制を恒常化させることは容易ではないが、専門部門の設置により責任の所在を明確にし、資源（予算・人員）を重点的に配分することでモチベーションの維持が可能となるであろう。

3. 権利が適切に保護される社会の形成

知的財産権の侵害行為が発生する根本的な要因として、模倣品など権利侵害品に対する需要すなわち「買い手」の存在と、法律に対する知識や認識の希薄さが挙げられる。侵害行為を行う者にとっての動機は、言うまでもなく「利益が得られる」ことである。摘発される、処罰を受ける、提訴されるといったリスクをコスト換算し、そのコストと利益を比較した結果、利益がコストを上回れば権利侵害行為をおこなう動機付けとなる。

知的財産権が適切に保護される健全な市場を実現するためには、権利侵害行為に関してコストが利益を上回る、すなわち「儲からない」という状況を作り出す必要がある。コストを増大化させるための罰則や取締りの強化、法律法規の整備のみならず、需要を低減させるための消費者啓蒙や正規品流通の強化など、あらゆる方面からの対策が求められる。社会環境整備というマクロ的な視野から知的財産権保護に関する施策を策定・実施しなければ、真に効果的な成果を得ることは難しい。

知的財産権侵害品の製造・販売がビジネスとして成立するためには、故意・過失を問わず複数の関与者の存在が必要となる。具体的には、模倣品製造の原材料や設備の提供者、運送業者、保管場所の提供者、模倣品の輸出にかかる貿易会社や通関代理業者、模倣品を販売する店舗の提供者、模倣品が販売される電子商取引サイトの運営者、などが挙げられる。それら間接関与者の法律知識および法律遵守意識の向上、一定の責任を課す制度構築により、権利侵害行為への関与を低減させることが、知的財産権侵害行為がビジネスとして成立し難い社会環境整備につながる。

広州市では、2012年3月、広州駅周辺で賃貸住宅が時計模倣品の倉庫として利用されていることが発見されたことを機に、「広州市不動産仲介業者管理条例¹⁸」の改正作業が進んでいる。これは、正規の営業許可を得ていない業者に対する罰金を大幅に増額するものであるが、このような法改正は、間接的関与者の違法行為への扶助に対する動機付けを低減させるものであり、一定の効果が期待できる。

広東省内には商品分野別の専門市場が多数存在するとともに、展示会や商談会なども多く開催され、国内外を問わず多くのバイヤーが買い付けに訪れる。専門市場において知的財産権侵害品の取り扱いを排除するためには、当該市場の管理者と同地区を管轄する工商部門など法執行部門の協力関係が不可欠である。具体的には、大規模な商城やショッピング

¹⁸ 「广州市房地产中介服务管理条例」

グモールなどの管理者が、店子である小売店舗経営者に対して法律遵守意識向上のための教育啓蒙活動をおこなう、または権利侵害行為に対する罰則を市場管理規則や契約に盛り込むといった取組みが有効である。これらの取組みのためには、工商部門や公安部門、人民法院などの協力が必要であり、また協力を得ることで効果の拡大が期待される。同様に、展示会や見本市においても、知的財産権侵害品の出展を排除するために、その主催者が出展予定者に対して法律遵守意識向上のための教育啓蒙活動をおこなう、または権利侵害行為に対する罰則を出展契約等に盛り込むといった取組みが考えられ、展示会等主催者と開催地区を管轄する法執行部門の協力関係が重要となる。

権利侵害行為を撲滅するためには、製造者、販売者といった直接的な行為者もしくは侵害行為を実際におこなっている地点のみに着目するのではなく、受発注ルートやサプライチェーン、首謀者の存在も含め、ビジネスとしての全体像を解明し、権利侵害行為に関与する全ての者について、その「役割」、「位置づけ」を整理し、彼らの「意識」、「行動」および「置かれている環境」を変化させるための「適切なアプローチ」を実施してゆく、というマクロ的な視点が必要となる。

おわりに

本稿では、中国および広東省における科学技術関連政策、知的財産権関連政策を概観し、広東省政府が実施すべき政策について意見を述べた。科学技術においても、知的財産権保護においても、広東省では全国の中でも先進的な政策がおこなわれ、多くの成果があらわれている。既に多くの産業が集積し、世界でも屈指の製造拠点かつ物流拠点としての地位を確立しつつある広東省は、産業構造の更なる高度化を達成する素地を十分に持つ。

知的財産権が適切に保護される健全な市場経済のもと、産業全体の科学技術水準向上を達成するためには、企業経営の成熟化が求められる。企業にとって、自社が“创新型企業”として発展を遂げるためには、大きな資金と時間を投資して研究開発をおこなわなければならない。しかしながら、現在の投資が10年後や20年後に回収できる見込みが得られなければ、その投資には踏み切れない。同時に、研究開発投資の中長期的な回収のビジョンが描けなければ、コストのかからない技術盗用など知的財産権侵害も発生しやすい。科学技術に関する政策においても、知的財産権保護に関する政策においても、企業が自社経営において中長期的なビジョンを持ち、“安心”して息の長い研究開発投資をおこなうことができる成熟した産業文化の育成、という視点が肝要である。

広東省は、企業・産業面から見れば、既に中国において突出した技術水準を持つ地域であると言える。産業高度化、産業構造の高次元へのシフトを実現するために今後必要となるのは、学術分野での科学技術振興と、広範な産業分野にわたる重層的な科学技術水準の向上を目指すスケールの大きな政策ビジョンを描くことであろう。

参考文献

<日本語文献>

- 中国日本商会[2012]『中国経済と日本企業 2012 年白書』
- 独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター[2012]『研究開発の俯瞰報告書～主要国の研究開発戦略（2012 年）』
- ジェトロ北京センター[2008]『中国における改正科学技術進歩法等の R&D 関連法規による研究開発活動への影響の分析調査報告書』
- ジェトロ北京センター[2011]『先端企業調査研究報告書』
- 特許庁[2012]『2011 年度 模倣被害調査報告書』

<外国語文献>

- 广东省人民政府知识产权办公会议办公室[2012]「2011 年广东省知识产权保护状况」
- 国家统计局, 国家科学技术委员会[2012]『中国科技统计年鉴 2011』
- 国家知识产权局[2012]『2011 专利统计年报』
- 国家知识产权局[2011]『2010 专利统计年报』
- World Intellectual Property Organization, 2012 “International Patent Filings Recover in 2011”
- World Intellectual Property Organization, 2012[2] “PCT Yearly Review: The International Patent System, 2012”